

第1384号

AFN-1384

Timely

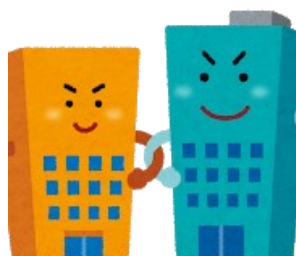
1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2021年 9/27 (月)

『事業承継ガイドライン改訂へ 中小PMIの指針も策定』

「事業承継ガイドライン」が改訂される。2016年の改訂から約5年が経過する間、後継者不在率は依然として高い水準であるなど中小企業の事業承継の取組は十分ではない。更に、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業承継を後ろ倒しする中小企業も増加している。今回の改訂では、(1)事業承継に関する基礎データの更新(2)各種支援策(予算・税制・法令等)の創設・改正状況の反映(3)実務慣行の変化、外部環境動向等による影響の反映」を柱として策定される予定。また、併せて中小PMIガイドライン(仮称)策定小委員会の設置が予定されている。中小企業において、M&A実施前における経営状況や経営課題等の現状把握(見える化)、経営改善等(磨き上げ)、

M&A実施後の経営統合(PMI:Post Merger Integration)が重要な課題となっているが、PMIのための独自の予算等のリソースが確保されていることは少ない。また、M&A支援機関側での共通認識が形成されておらず、支援事業者も極めて少ない。小委員会は中小M&Aにおいて望まれるPMIのあり方及び進め方を示すべく、その指針を策定する。小規模案件でも取り組むべき最低限の内容が規定される。いずれも今年度内に決定予定。



『社会保険未適用事業所への対策 令和2年度 of 取組状況公表』

日本年金機構では社会保険の適用を行わない事業所への対策を強化している。令和2年度における機構全体における加入指導による新規適用事業所数の目標は8.2万事業所だったが、コロナ禍でなかなか訪問・呼出調査を行うことができない状況にも関わらず、最終的に99,682事業所の適用を行うなど、当初の目標を上回る結果となったことが明らかとなった。社会保険未適用事業所への加入指導は近年、対応が強化されてきた。不法に社会保険料負担を逃れることで経費を削減したり、本来受けられる従業員の保障に不利益を発生させたりなど、社会保険の未適用には問題が多い。

機構では国税源泉徴収義務者情報や雇用保険被保険者情報の活用により、それらの未適用事業所に対して訪問調査、呼出・郵送調査などを通じて各事業所の実態を詳細に把握し、適用に向けての指導を行った。同機構では未適用事業所のさらなる解消に向けて令和2年度からの4年間で集中的に取り組む方針であり、従業員数5人以上または家族以外の従業員を雇用していることが判明している法人事業所については、すべて適用を目指すとしているほか、適用済みの事業所についても資格の得喪及び報酬関係の届出の適正化を図るとしている。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com